

令和2年第17回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	午前9時00分から 令和2年6月10日(水) 午前9時45分まで		
出席者	委員	梅田委員長、與川職務代理、小井委員、本橋委員	
	事務局	石田局長、油川次長、水越担当係長、野村主査	
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし
委員長	これから第17回定例会を開会いたします。		
	議案第12号 東京都知事選挙における違反文書図画の取扱いにつ て		
局長	(別紙のとおり、東京都知事選挙における違反文書図画の取扱いにつ いて説明し、決定を受けた。)		
局長	東京都知事選挙における、違法に掲示される政治活動用ポスター等につ いて、区長・教育長・その他の施設管理者あて、投票日当日の管理権 撤去に関する協議・通知・依頼を行います。		
與川委員	これは、毎回の選挙のたびに行っていることですか。		
局長	選挙のたびに、関係機関あてに通知等を行っている内容です。		
本橋委員	投票日当日以外の現在の時期については、どのような対応になるので すか。		
局長	以前に、本委員会あて議案としてお諮りしましたとおり、各施設管理 者あてに管理権限に基づく撤去をお願いしています。		
與川委員	今回の通知等について、取扱いの開始時期はどうなっていますか。		
局長	各施設管理者の取扱いについては、投票日当日となります。		
	報告事項17-1 投票所・開票所における新型コロナウイルス感染 症対策ガイドラインの送付について		
局長	(別紙のとおり、投票所・開票所における新型コロナウイルス感染症対 策ガイドラインの送付について説明し、報告した。)		
局長	今回、東京都選挙管理委員会から送付された当該ガイドラインについ ては、都の福祉保健局へも打診して作成されたとのこと。各区市町村		

	<p>においても、これに準じて都知事選挙における対応を行って欲しい旨の内容となっています。</p>
與川委員	<p>杉並区での、期日前投票所や当日投票所での対策は、どのようになりますか。</p>
局長	<p>両者に共通する対策として、名簿対照係や投票管理者・立会人席には被膜防止用ビニールシートを設置し、選挙人には手指の消毒をしてもらい、選挙事務従事者はビニール手袋を着用して行います。投票記載台は1つ置きに使用し、選挙人に対して自己の鉛筆等の持ち込みを可能とし、また投票所の鉛筆の消毒や使い捨ての鉛筆の用意も行います。マスクを着用していない選挙人には、咳エチケットに注意して投票を行っていただきます。投票事務終了後は、各施設について次亜塩素酸にて消毒を行います。併せて、開票事務に関しても、手指の消毒・ビニール手袋の着用・換気の徹底などを行っての作業となります。</p>
本橋委員	<p>選挙人への選挙のお知らせには、注意事項が記載されていますか。</p>
局長	<p>選挙人に対しては咳エチケットを行ってほしい旨や、選挙管理委員会による各種の感染症対策について記載し、説明しています。</p>
小井委員	<p>先日執行された港区長選挙において、何か問題点などがありましたか。</p>
局長	<p>知り得たのはマスコミからの報道ぐらいですが、特段の問題は生じなかった模様です。港区でも、先の日黒区長選挙を例にして対策を講じたものと思います。</p>
與川委員	<p>記載台は1つ空かせて使用するとのことですが、混み合ってきた場合は変更するのですか。</p>
局長	<p>変更すると選挙人が不安がるのが考えられますので、混雑してきた場合は、そのまま記載台の前に並んでいただく状況になると思います。</p>
小井委員	<p>目や耳が不自由な選挙人に対して、どのように選挙の周知をしますか。</p>
局長	<p>点字による選挙のお知らせや、音声版の選挙公報などを交付します。</p>

	また、字の書けない等の選挙人は、代理投票を行うことができます。
小井委員	広報車を用いて、コロナウイルス感染症対策について周知をしますか。
局長	実際のところ、車両を走行させての広報活動となりますので、投票日
	の周知等ぐらいの内容になります。
委員長	投票所にマスク等を持参しないで来られた選挙人に対しては、どのよ
	うに案内しますか。
局長	選挙人に対しては間隔を空けて並んでもらい、咳エチケットを守った
	上で投票していただくよう、お願いをいたします。
	その他・日程等について
局長	(今後の委員会日程等について確認を行った。)
委員長	他に質問がなければ、本日の委員会を閉じます。